

別紙

○ 銃砲刀剣類所持等取締法に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処分基準 令和7年 月 日作成	処分基準 令和4年3月15日作成	
法令名:銃砲刀剣類所持等取締法(4-31)	法令名:銃砲刀剣類所持等取締法(4-31)	
根拠条項:第11条第5項	根拠条項:第11条第5項	
処分の概要:猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し	処分の概要:猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し	
原権者(委任先):千葉県公安委員会	原権者(委任先):千葉県公安委員会	
法令の定め: 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号(許可)、同第11条第5項	法令の定め: 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号(許可)、同第11条第5項	
処分基準: 当該銃砲等を許可に係る用途(当該許可に係る用途が二以上である場合にあっては、その全部又は一部)に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をするものとする。 一 当該許可に係る用途(当該許可に係る用途が二以上である場合にあっては、その全部)に供していないと認める場合、当該許可を取り消すこと。 二 当該許可に係る用途が二以上である場合であって、その一部に供していないと認めるときは、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更すること。	処分基準: 当該銃砲等を許可に係る用途に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、許可を取り消すものとする。	
問い合わせ先:生活安全部風俗保安課保安係(043-201-0110)	問い合わせ先:生活安全部風俗保安課保安係(043-201-0110)	
備考:	備考:	